

錠剤の割錠における  自 算定について  
－兵庫県薬剤師会の見解－

- ① 錠剤を乳鉢等で単に粉砕した場合→  自 算定不可  
〔 局方の製剤総則等にのっとり、散剤に製剤化した場合は算定可  
算定要件を満たせば  困 は算定可 〕
- ② 錠剤を乳鉢等で単に粉砕したものと他の散剤（顆粒）を混合した場合  
 自 算定不可  計 45 点も算定不可
- ③ 割線の無い錠剤の  自 算定においては、レセプト備考欄に「製造工程」又は「分割  
したことが判る」コメントがある場合→  自 算定可
- ④ カプセル半量処方  自 算定においては、レセプト備考欄に「製造工程」又は「分  
割したことが判る」コメントがある場合→  自 算定可
- ⑤ 割線あるなしに関わらず、錠剤の割錠及び脱カプセルの  自 算定におけるコメント  
がない場合は査定される事があるので、必ずレセプト備考欄にコメントを記入

自家製剤加算を算定した場合は必ず製剤工程のコメントを記載すること

【例】粉砕；医師の指示により錠剤を粉砕し 18 号篩にかけて散剤とした

【例】錠剤；医師の指示により割錠器を用いて均等に割錠した

【例】カプセル；脱カプセルし賦形剤等を加え散剤にした

- ⑥ A 錠 10 mg 0.5 錠の割錠指示時、同一成分（後発品も含む）の錠剤に、B 錠 5 mg の  
規格がある場合 →  自 算定不可  
【例】プレドニゾン錠 5 mg 0.5 錠 →  自 算定不可  
(他社製品でプレドニゾン錠 2.5 mg 規格あり)

フルイトラン錠 2 mg 0.5 錠は 1 mg の規格がある為、 自 算定不可

ただし、フルイトラン錠 1 mg 0.5 錠及びフルイトラン 2 mg 0.25 錠は算定可

⑦ ワーファリン錠 1 mg の 1.5T、2.5T、3.5T、4.5T は、ワーファリン錠 0.5 mg がある為、 自  算定不可

⑧ A 錠 3 mg 0.5T の割錠指示時、同一成分の錠剤に 0.5 mg・1 mg の規格はあるが 1.5 mg の規格がない場合は  自  算定可

【例】アマリール 1 mg 錠 0.5 錠はアマリール 0.5 mg 錠がある為、 自  算定不可  
アマリール 1 mg 錠 1.5T、2.5T 等も  自  算定不可  
ただし、アマリール 3 mg 錠の 0.5T は、 自  算定可

【例】ブロプレス錠 12 mg の 0.5 錠はブロプレス錠 2 mg・4 mg・8 mg・12 mg が薬価収載されているが、6 mg の規格がない為、 自  算定可

⑨ レンドルミン錠 0.25 mg 0.5 錠は ~~ブロチゾラム錠 0.125 mg がある為、 自  算定不可~~  
ブロチゾラム錠 0.125 mg (2020.3.31 経過措置終了) が無くなった為、  
 自  算定可となる

~~ただし、レンドルミン D 錠 0.25 mg 0.5 錠もは普通錠 (ブロチゾラム錠 0.125 mg) し~~  
~~かないため  自  算定可~~

⑩ カロナール錠 200 mg (後発品を含む) の 1.5 錠はカロナール錠 300 mg が薬価収載されている為、 自  算定不可

カロナール錠 200 mg 2.5 錠も 500 mg がある為、 自  算定不可  
0.5T は、100 mg の規格がない為、 自  算定可

⑪ A 錠 10 mg 0.5 錠の割錠指示時、同一成分の粉末製剤がある場合でも、同一成分の錠剤に 5 mg の規格がなければ  自  算定可

⑫ 散剤のある錠剤を粉砕しても  自  算定不可

【例】クラビット錠の粉砕・・・クラビット細粒がある為、 自  算定不可

#### (注 意 事 項)

自家製剤加算の算定において錠剤割線の有無にかかわらず、製造工程のコメントを必ずレセプト備考欄に記入して下さい。

割線がある錠剤であってもコメントの記入がない場合、査定される場合があります。

その他、散剤・カプセルの  自  算定においても、製造工程のコメントを必ずレセプト備考欄に記入して下さい。